

【①靴下】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・靴下は黒色または紺色で、くるぶしが隠れる長さのものにしましょう。



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

- ・靴下は、基本無地のものとし、色の指定はしない。
- ・柄については、ワンポイントのものなら可とする。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・靴下の長さや色の制限がなくなることで、個性の創出や表現の自由に繋がる ・購入にかかる負担が減る ・靴下の長さが短い方が快適（動きやすさ・涼しさ）に過ごすことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・柄については、ワンポイントのものならあってもよい。 ・黒と紺の他に白があってもよい
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・靴下の長さや色を制限しないことで、礼儀が悪く見え、統一感がなくなる ・制服着用の意義（社会に出たときに当たり前で認知されているマナーを学ぶことができる）が薄まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・錦オール以外は統一した方がよい。 ・靴下は基本無地のものとし、色は黒または紺。（色は黒や紺のほうが統一感があり、正装としてふさわしいと思う） ・制服とのバランス、清潔感を考えると色指定無しは好ましくない



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①色の制限については指定しない。ただし、「制服に合う暗めの色合いを基とする。」のような文言を加える。
- ②長さについては、指定しない。
- ③柄等はワンポイントとする。

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①奇抜な色を着用した際には、保護者から指摘されるであろう。制限の幅には限界がある。感覚として制限が必要なのでは。制服の色に近い。モノトーンを基調とする。
- ②長さ制限をしなければいけない理由に合理性がない。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

靴下について、色・長さ制限はありません。ただし、制服に合うような色合いや長さにしましょう。また、柄についてはワンポイント程度のものでします。

② 現行からの改定内容

- ①色の制限については指定しない。ただし、「制服に合う暗めの色合いを基とする。」のような文言を加える。
- ②長さについては、指定しない。
- ③柄等はワンポイントとする。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ①奇抜な色の靴下を着用した際には、保護者からも指摘してもらおうなど家庭の協力も得ながら、制服着用時のマナーを理解してもらいたいと考えた。
- ②制限を設けるという意見も出たが、制限の幅には解釈の違いが生じる可能性もあると判断した。また、制限を設けても限界があると考えた。
- ③「制服に合う暗めな色合い」等の表現を用いることによって、各家庭での判断に差が生じることも懸念されるが、その場合には学校側として「制服の色に近いもの。」「モノトーンを基調とする。」等の指導内容を共通理解して、生徒たちに伝えることができばよいのではないかと考えた。
- ④長さ制限をしなければいけない理由に合理性がないと考えた。気候に合わせて長さを調整することも大切である。また、活動に適した長さを体育等の授業の際に伝えることにより、TPOに合わせた判断ができるのではないかと考えた。
- ⑤柄については、キャラクターの靴下等は制服に合わないと考えた。また、普段の学校生活以外の場面においてキャラクターの靴下を着用する機会は少ないと判断した。また、キャラクターの靴下しか所有していない生徒がどれほどいるのかという疑問点も生じたので、柄についてはワンポイント程度とした。

【②防寒着の着用】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・体温調節のために防寒着（ウィンドブレーカーやフリース等）をブレザーの上から着て、授業を受けても構いません。ただし、マフラーやネックウォーマー、手袋は認めません。
- ・ブレザーの中に着るセーター、ベスト類は紺、黒、灰、白、茶色とします。袖口や裾は、ブレザーからはみ出さずに着用する。
- ・ブレザーを脱いで、セーターだけで過ごすことがないようにしましょう。暑い時は、中に着ているセーターを脱ぎましょう。（授業中に一時的に体温調節をする場合は除きます。）



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

- ・体温調節のために防寒着（ウィンドブレーカーやフリース等）を着て、授業を受けても構いません。ただし、マフラーやネックウォーマー、手袋は認めません。
- ・セーター、ベスト類は紺、黒、灰、白、茶色とします。袖口や裾はブレザーからはみ出さないようにします。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザーやセーター類の着脱が自由に認められ選択肢の幅が広がると、体温の調整が楽になる ・ワイシャツの上に直接防寒着を着用してはいけないという理由の説明が難しく、ブレザーやセーター類の着脱を自由にする事で非合理的な部分が解消される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザーの上から着れるようなサイズを用意しないとイケない状態が緩和される。 ・風邪を引かないように体温調整できる。 ・活動内容によってはブレザーより適した状態で活動することができる。
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・制服の意義（一般的なマナーに則って正しく制服を着用すること）が薄れてしまう。 ・ブレザーの代わりに防寒着としてパーカーなどを着る生徒が増えると推測され、ブレザーを着用する必要性がなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体温調節のために防寒着を着て過ごしている生徒は見受けられるが、ブレザーの中にセーターやベストを着ている生徒をあまり見かけない。 ・制服の着こなしとして、ブレザー着用を基本としてよいのではないかと思うから。 ・調節はブレザーの中に着るもので対応すべき。 ・ブレザーを持ってこなくなる



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①「セーターだけで過ごすことがないようにしましょう」というルールはなくてよい。
- ②セーターを買っていない人からすると、不公平感が生じてしまう。
- ③登校時や式典、集会のときは、ブレザーを着用するルールを設ける。

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①ワイシャツでは寒く、ブレザーでは暑い時に着るのにちょうど良い。
- ②セーターを持っている人と持っていない人で差が生まれないようにしたい。
- ③社会生活におけるマナーを守ろうとする意識を養うべき
- ④制服を準備してくれた人への感謝を持っていきたい。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ・体温調節のために防寒着（ウィンドブレーカーやフリース等）を着て、授業を受けても構いません。ただし、マフラーやネックウォーマー、手袋は認めません。
- ・セーター、ベスト類は紺、黒、灰、白、茶色とします。袖口や裾はブレザーからはみ出さないようにします。
- ・冬服着用時の登校・集会ではブレザーを着用しましょう。

② 現行からの改定内容

- ・体温調節のために、ワイシャツの上から防寒着を着ることを可とした。
- ・ブレザーを脱いで、セーターだけで過ごすことを可とした。
- ・冬場の登校や集会では、ブレザーを着用することを追加した。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ・正装の正しい着こなしは大切だが、体調管理ができること・勉強に集中できることが第一であり、ブレザーでは体温調節が難しい場合があることから、防寒着で過ごすことを認めた。
- ・正式な場では正装をするというマナーを身につけ、錦中生としての自覚と誇りを培うためにも、登校時や式典・集会などでは制服の着用を促すこととした。

【③インナーシャツ】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・ワイシャツやブラウスの下に着るシャツは、学校指定の半袖体育着または白色の肌着を基本とします。
- ・冬場のアンダーシャツは襟元から上に見えないものにしましょう。(ハイネック・タートルネックは×)



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

- ・ワイシャツやブラウスの下に着るシャツの色は黒、紺、白を基本とします。
- ・アンダーシャツは襟元から見えないものにしましょう。(ハイネック、タートルネックは×)

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	・インナーシャツが白色を基本としている理由が明確ではないため、黒色や薄い色などの透けない色であれば、ルールとしても合理的で購入の際の負担も軽減される。	・ワイシャツやブラウスの下に着るシャツの色は黒、紺、白であれば、ワイシャツから透けにくいのでよいのではないかと思うから。
心配・不安なこと	・ハイネックなどは体育のときに危険になる場合がある。 ・派手な色の場合、周りに悪い影響を与える。 ・襟元からインナーシャツが見える（ハイネックなど）のは、正装を着用する上でのマナーとして適切ではない。	



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①ワイシャツやブラウスの下に着て透けて派手に見える色は良くない。周りに与える印象も悪い。派手なものだと気になってしまう。
- ②冬場のアンダーシャツは白が売っていないと思う。ヒートテックなどは黒などが主流。白を探すのも大変。
- ③冬場のアンダーシャツはハイネック、タートルネックは制服の着こなしとして似合わない。安全面でも首がしまる。
- ④色の幅を広げたときに、柄が入ったものを着てくるのではないか。無地のTシャツはもっていないし買わないかもしれない。

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①ワイシャツやブラウスの中に着るものは社会人でも派手な色は合わせない。常識的な選択を自分たちで考えてしてほしい。
- ②落ち着いた色であれば白以外にも黒、紺などは購入しやすいし、生徒も持っているのではないか。
- ③防寒着が認められているし、学校は暖かいので防寒の面ではハイネックなどは必要ない。せっかく素敵な制服を着ているのだから制服から飛び出すようなハイネックやタートルネックは着こなしとしてそぐわない。
- ④夏場にきる無地のTシャツはあまりないかもしれないので左胸におさまるくらいのワンポイントをみとめたい。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ①ワイシャツやブラウスの下に着るシャツは、学校指定の半袖体育着または黒、紺、白色を基本とします。デザインについては無地のもの、またはワンポイントまで可とします。
- ②アンダーシャツは襟元から見えないものにしましょう。(ハイネック、タートルネックは×)

② 現行からの改定内容

- ・白の下着のみの指定から黒色、紺色も可とする。
- ・デザインについてはワンポイントまで認める。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

制服をしっかり着こなすという面で、制服から飛び出すハイネックやタートルネックは、着こなしとしてそぐわない。また中に着るものは、落ち着いた色であれば、白以外にも黒、紺などは購入しやすい生徒も持っているので認めてよい。夏場にきるワイシャツブラウスの下に着るものは、無地のTシャツはあまりないかもしれないので左胸におさまるくらいのワンポイントを認める。

【④スカート丈】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・スカートやズボンを正しく着用しましょう。
(スカート丈は立ち膝で床につく程度、ズボンのベルトは腰骨の上にしきましょう。)



2. プロジェクトチームからの提案 (提案書Ⅰ)

- ・スカートやズボンを正しく着用しましょう。
(スカートの長さを調整したい場合には1回まで巻くことは認める。ズボンのベルトは腰骨の上にする。)

3. 上記2の提案に対する主な意見 (事前アンケート含)

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・スカートを短くした方がスタイルがよく見えて自信が持てる生徒もいる。 ・「個人の表現の自由」を尊重できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長に合わせて柔軟にサイズの調整ができる
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈の長さをルールで規定しないと統一感が薄れ、学校の風紀が乱れる ・スカートの丈を短くしすぎると、痴漢にあう可能性がある ・スカートの丈を短くしすぎると、周りの人が気になる (目のやり場に困る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈はルールで規定することで、学校の風紀が保たれると思うから。正装の身だしなみを学ぶ機会にもなると思うので。 ・結局丈や着こなしの問題はでてくるので、スカートを廃止して全員スラックスにした方がそもそものルールが少なくして疑問や指導が減って良いと思います。



4. 提案に向けて

提案事項 (参加者からの提案)

- ①スカートの丈については、まくる回数などで制限を設けた上で、具体的な長さについては個人の判断に委ねる。
- ②スカートの丈については、現行と同じ「立膝で床に付く程度」とする。
- ③現行通り、基準については「程度」という文言にして解釈に余白を持たせる。

上記の提案事項に込められた思い (誰のどんな幸せのためのルールか)

- ①制限は必要だが、「スカートを短くしてスタイルをよく見せたい」という表現の自由を尊重 (現在の幸せ) したい。
- ②制服着用の意義を考えると、個性や表現の自由を尊重するよりも、正装の正しい着こなし方を身につけることが優先した方が全校生徒の社会性の向上 (将来の幸せ) に繋がる。また、生徒が性被害などに合うことを抑止して安全に過ごせるようにする (現在の幸せ) 目的もある。
- ③「程度」という基準に余白を持たせることで、「立膝で床につく」という厳密な基準を守らせることを重視するのではなく、ルール自体の意義を考えるきっかけになる。



5. 熟議を踏まえての再提案 (提案書Ⅱ)

① 提案事項

- ・スカートやズボンを正しく着用しましょう。
(スカート丈は立ち膝で床につく程度、ズボンのベルトは腰骨の上にしきましょう。)

② 現行からの改定内容

- ・現行からの変更点はなし

③ 提案事項が決定に至った背景 (理由)

- ①「個人の表現の自由」と②「全校生徒の社会性 (正装の正しい着こなし) の向上・安全」のどちらも大切だが、制服着用の意義を考えたときに優先すべきは②であるとの結論に至った。錦ヶ丘中では、「個人の表現の自由」を尊重することを一つの目的とした「服装自由の日」がある。そのため、①を望む人の声については服装自由の日に「個性の尊重」を認めていけば①②の双方の思いを満たすことができ、メリハリのある学校生活が送れるのではないかと考えた。

【⑤長髪は結ぶ】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

・髪が肩より長い場合は、ゴム・ヘアピン（黒・茶・紺系）でとめましょう。



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

・特定の場面（給食の配膳当番・各教科担当の教員の指示）を除いて結ばなくても良い

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・髪型の自由もその人の個性であるため、「表現の自由」を尊重できる ・制服の着こなしの一部として、髪を結ぶことがルールとして合理的である理由の説明が難しいため、それが解消される 	<ul style="list-style-type: none"> ・個性が尊重される ・髪の毛や頭皮が痛まない
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔感や統一性を保てない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・髪を結ぶのに時間がかかり、時間を守らない生徒が出てくるのではないかと ・トイレや水道前が混雑する ・授業中にクシを使用



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ① 場面状況に応じた髪型
- ② 授業中にクシを使わないでほしい
- ③ 授業の始業時間に遅れない

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ① 周囲の生徒への配慮
- ② 教員が注意をする場面が増える。教室に髪の毛が落ちてしまい、不快に感じる人がいる
- ③ 教員が授業を始められない。周囲も迷惑に感じるから



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

・髪が肩より長い場合、特定の場面（給食の配膳当番・各教科担当の教員の指示）において、ゴム・ヘアピンで結ぶこととします。

② 現行からの改定内容

・肩にかかる長髪は日常の中で結ぶ校則だったが、「特定の場面だけ結ぶこと」に変更した

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ・個性の尊重
- ・長時間結んでいることによって、頭皮を痛める要因となる可能性がある。
- ・特定の場面を守ることができれば、学校生活に支障はない（しかし、細かいルールの設定は必要）

【⑥ヘアゴム・ヘアアクセサリ】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

・髪が肩より長い場合は、ゴム・ヘアピン（黒・茶・紺系）でとめましょう。



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

・髪をとめる場合は、ゴム・ヘアピン・シュシュ（黒・茶・紺系）でとめましょう。
 ・錦オールの日へのヘアゴム・ヘアアクセサリに関しては、学校生活を送る上で支障ない範囲で自由とします。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	・ヘアゴム・ヘアアクセサリで個性を出ことができ、登校するモチベーションが向上する生徒がいる	・髪をとめる場合はゴム・ヘアピン(黒・茶・紺)。錦オールの日へのヘアゴム・ヘアアクセサリに関しては、学校生活を送る上で支障のない範囲であれば、自由なことで個性を出せるのではないかなと思うから。 ・シュシュは錦オールの日であれば使用してもよいのではないかなと思う。
心配・不安なこと	・生徒全体で統一感が薄れる ・正装着用時のマナーとして、長髪を結ばないと清潔感が欠け、相応しくない	・学校は、おしゃれをする場ではない。 ・学習に必要としない。 ・「支障のない範囲」が曖昧 ・色が派手なものだと、集中力に影響しそう。 ・高価なものは、落としたときに問題となりそう ・怪我が特に心配。



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①ヘアピン・ヘアゴムの色指定はなくても良い。
- ②シュシュについては錦オールで認めていく（錦オール以外でも認める可能性を視野に入れている）
- ③錦オールの日には支障のない範囲で認める。→もし問題があれば、再度見直しをしていく方向性
- ④高価なものや、派手なもの、怪我に繋がるようなものは避けること

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①ヘアピン・ヘアゴムは、髪をまとめるためのものであり、目立たず、気にならない。
- ②シュシュが生徒の生活に悪影響を及ぼすか、現時点で不明。錦オールの日に付けることを可能とし、様子を見ていきたい。
- ③何を付けてよいかを明確にした方が生徒も考えやすいが、許可するものとしらないもので明確な基準を設けることは難しい。
- ④学習に集中することができるような配慮が必要であり、怪我・紛失などのトラブルは少ないほうが良い。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ・髪をとめる場合は、ゴム・ヘアピンでとめましょう。
- ・錦オールの日へのヘアゴム・ヘアアクセサリは、学校生活を送る上で支障のない範囲で自由とします。
- ・高価なものや、派手なもの、怪我につながるようなものは避けましょう。

② 現行からの改定内容

- ・ゴム・ヘアピンの色の指定（黒・茶・紺系）をなくした。
- ・錦オールの日へのヘアゴム・ヘアアクセサリは、学校生活を送る上で支障のない範囲で自由とした。
- ・ヘアゴム・ヘアアクセサリについて一定の制限を設けた。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ・「髪をまとめると、ヘアゴム・ヘアピンの色は気にならない」・「生徒の集中力にそれほど影響はないだろう」という意見を基に、色の制限をなくした。
- ・錦オールの日への服装自由化の理念として、「互いの個性を認め合う」・「自己決定力の向上、自己責任 自立、自律に向けて」の記載があり、同様の理念の基、ヘアゴム・ヘアアクセサリを自由化した。
- ※シュシュが生徒の生活に悪影響を与えるかについては、現時点で判断が難しく、来年度は、錦オールの日のみ着用を認め、次年度の検討事項としていく。
- ・「紛失などのトラブル」, 「生徒の集中力の妨げ」, 「怪我のリスク」が考えられるために制限を設けた。

【⑦整髪料】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

現在校則には明記していません。（明記はしていませんが、指導はしていました。）
 次年度以降、校則に明記したいと思います。
 整髪料の使用を認めるか、禁止とするか、これを機に改めて検討しましょう。



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

・整髪料の使用は身だしなみを整える範囲で認めます。ただし、無香料のものを使用するなど、周囲への配慮が必要です。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> 個人の表現の自由が尊重される 制服着用の際に、頭髪（身だしなみ）を整えることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 身だしなみを整える範囲であれば整髪料を使用することで、より清潔感が保たれると思う
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> 整髪料の使用によって、勉強に集中できなくなる生徒がいる恐れがある 髪型が華美になる生徒がいることで、トラブルに巻き込まれるかもしれない。 	<ul style="list-style-type: none"> 無香料のものでないと体調不良をおこしたり、不快に思う生徒もいると思う



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- 身だしなみを整えるための整髪料の使用は賛成。
- 匂いが気になる人もいるため、周りの人のことも考えて無香料の整髪料だけを認めることに賛成。
- 学校に持ち込まない方がよい。家で髪型を整えて来るときに整髪料を身だしなみに整えるのはOK。
- 整髪料をつけすぎてカチカチに固めた髪型をしてくる人がいる。つけ過ぎなのではないか。

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- 身だしなみを清潔に保つという面から整えるための整髪料の使用は認めていいのではないか。
- 匂いが強い整髪料もあり、学習の妨げになったり、においに敏感な人もいますので周りの人のことも考え無香料のみ使用許可する。
- 学校に整髪料をもってくとトイレなどで髪型を整えるのに時間をつかったりする。授業に関係のないものなので持ち込まない。持ち込んで整髪料を使って髪型を整えるために長時間トイレを使用したり、貸し借りでの紛失やトラブルを防ぐ目的がある。
- 付ける量の制限を設けるのは難しい。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

・整髪料の使用は身だしなみを整える範囲で認めます。ただし、無香料のものを使用するなど、周囲への配慮が必要です。整髪料の学校への持ち込みはしません。

② 現行からの改定内容

・現行には不記載。来年度から校則に明記する。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

・身だしなみを清潔に保つという観点から、朝自宅で髪型を整えるための整髪料の使用を認める。匂いが強い整髪料は、匂いに敏感な人や周りの人の学習の妨げになる心配があるので無香料のみ認める。整髪料の学校への持ち込みは学習に不要なものであるため、学校に持ち込んで髪型を整えるために長時間トイレを使用したり、貸し借りでの紛失やトラブルなども心配されるため。

【⑧髪型・髪色】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・髪の染色，パーマなどは原則禁止です



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

- ・髪の染色は指定の範囲内(暗めの色)であれば許可する。
- ・パーマなどの髪型は他人への迷惑がかかる場合があるため、原則禁止とする。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自由を尊重することができる ・容姿（髪型・髪色）で偏見を持たない学校の風土を作ることができる ・社会やその他の校種の実態との乖離が解消される 	
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に集中できなくなる生徒が出てしまう ・他校や地域の人からのイメージが悪くなってしまう ・清潔感が欠けてしまう恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・容姿で偏見を持つのはよくないと思うが、染色の色の程度を示すのは難しく、場合によっては清潔感が保たれなくなってしまうことも考えられる。 ・パーマや染髪は中学生に必要と思わない。許可してしまうと何でもありになってしまうような気がする。 ・染色は反対です。個人的には、髪を染めるという行為は、子どもたちの体に薬を注入するので、健康を考えると認めたくありません。「小学校がいいから、中学校もそうして良い」は理由にならないかと思えます。小学校が見直す必要もあるのかなと感じます。「個性を尊重する」は、世の中のキーワードですが、「個性を尊重する」＝「やりたいことをやらせる」につながっている懸念もあります。「染髪を許可する＝個性を尊重する」であれば、他の部分もどんどん出てくるのかなと思えます。 もし、校内では染髪OK、「ただし、受験の時は黒髪に戻すように」という指導になるとしたら、それは教育としてどうなのかな？と疑問もあります。 ・高校入試のことなどを考えても、染髪は認めるべきではないと思う。



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①髪型については、授業に支障がない範囲であれば制限はしない。
- ②染色については、禁止する。

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①縮毛パーマ等を制限することは難しいのではないか。（髪質で悩んでいる生徒もいるのではないか）
- ②髪型も髪色も体への影響が大人と比べて大きい。学校は、生徒たちの健康を守る立場でもある。
- ③保護者の負担が増える。自分で負担できるようになってから自由に取り組みばよい。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ・髪の染色は原則禁止です。
- ・髪型は授業に支障がない範囲であれば、特に制限はしません。

② 現行からの改定内容

- ①髪型については、授業に支障がない範囲であれば制限はしない。
- ②パーマ（縮毛矯正を含む）についても特に制限はしない。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ①染髪は体への影響が大人と比べて大きい。学校は、生徒たちの健康を守る立場でもある。
- ②染髪については、時間の都合上、議論が十分にできなかったため、次年度以降の「要検討議題」とする。次年度については、混乱を避けるため、染髪の規定は現行通りとする。
- ③パーマも髪に負担がかかるため、学校として推奨はできないが、髪質で悩んでいる生徒に対し、縮毛パーマ等を制限することは難しいという話になった。

【⑨割りばし】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・割りばしの使用は原則禁止
- ・はしを忘れた場合は学年の先生に申し出て、割りばしを借りましょう。(翌日に新しい割りばしを持ってきて返却しましょう。)



2. プロジェクトチームからの提案 (提案書Ⅰ)

- ・普通の箸 (マイ箸) の使用を基本としますが、忘れた場合の割り箸の持ち込み・使用を認めます。
- ・普通の箸 (マイ箸) も、割り箸も忘れた場合は先生に借りましょう。また、借りた場合は後日、新しい物を先生に返ししましょう。
- ・学校のごみを削減するため、使った割り箸は持ち帰りましょう。
- ・生徒間の割り箸の貸し借りは禁止とします。

3. 上記2の提案に対する主な意見 (事前アンケート合)

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	・割りばしが許可されれば、忘れ物防止のために自分のカバンに入れることができる	・ごみの持ち帰りが前提であれば、マイ箸の使用を基本とせず、各自の判断で良いと思います。
心配・不安なこと	・ゴミが増えて環境によくない ・箸を洗う習慣をつけることができない	・割りばしによる怪我防止は勿論だが、SDGsの観点からも環境に配慮した行動を身につけることができると思うから。 ・「借りた場合は後日、新しいものを先生に返ししょう。」の記載について削除 (食事に使う衛生品のため) ・社会全体がマイ箸になってきている。環境保護の観点から、禁止でよい。



4. 提案に向けて

提案事項 (参加者からの提案)

- ① 持ってくる本数制限を設ける (あくまで声がけ程度)
- ② 個包装されたものを持ってくることを推奨する
- ③ マイ箸を持ってくることは基本とする
- ④

上記の提案事項に込められた思い (誰のどんな幸せのためのルールか)

- ① バッグやロッカーで割り箸があふれかえる生徒が出てくるのが懸念されるため
- ② 衛生管理上
- ③ ゴミが削減されるため
- ④



5. 熟議を踏まえての再提案 (提案書Ⅱ)

① 提案事項

- ・普通の箸 (マイ箸) の使用を基本としますが、忘れた場合の割り箸の持ち込み・使用を認めます。
- ・普通の箸 (マイ箸) も、割り箸も忘れた場合は先生に借りましょう。また、借りた場合は後日、新しい物を先生に返ししょう。
- ・学校のごみを削減するため、使った割り箸は持ち帰りましょう。
- ・生徒間の割り箸の貸し借りや譲渡は禁止とします。

② 現行からの改定内容

- ・割り箸は持ってきてはいけないうえにマイ箸を忘れたときのために割り箸を持ってくるのもよい
- ・マイ箸も割り箸も忘れた場合はこれまでと同様に教員から借りる。

③ 提案事項が決定に至った背景 (理由)

- ・マイ箸を忘れたときのために割り箸を準備するという、危機管理能力の育成にもつながる。
- ・割り箸を貸し出し、名簿を管理する教員の負担を減らす。

【⑩漫画】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・校内生活に不必要なものは持込禁止
例) スマートフォン, CD, 漫画本, 雑誌類など。(担当や顧問の先生に許可された場合は除きます。CDについては, 放送委員が使用する場合は可。)
- ・プライベートで友人から借りたものを返すために持ってくることも禁止です。



2. プロジェクトチームからの提案 (提案書Ⅰ)

- ・条件付きで漫画本、雑誌類の持込を認める。
※ 条件: ①冊数の制限・貸し借り禁止 (紛失または破損等のトラブル防止のため)
②休み時間のみ (授業の妨げとならないようにするため)
※ 現行のままの方がよいのではという意見もありました。提案書Ⅰの段階では、結論は保留になっています。

3. 上記2の提案に対する主な意見 (事前アンケート含)

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・学習には関係ない個人の小説の制限がないのに、漫画だけ制限されているあいまいな部分が解消されてルールが合理的になる ・コミュニケーションが苦手な人も、休み時間に余暇として快適な時間を過ごすことができるし、漫画をきっかけにコミュニケーションが取れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間の過ごし方に幅が広がる ・会話の種になって、交友関係の幅が広がる
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間に読むと友達との会話の時間が減ってしまう ・小説は学習に関係があるが、漫画は学習に関係ないため、「学校の不要物」の線引きがあいまいになってしまう ・漫画の貸し借りでトラブルが起こる可能性がある ・ルールを設定しても、授業の妨げになる恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内生活に不必要なものだと思うから ・物の貸し借りの制限が難しい ・集団生活の意義 (人との関わり) が薄まる ・私生活と公での生活の区別が難しくなる



4. 提案に向けて

提案事項 (参加者からの提案)

- ①小説と同様に漫画の持込を認める。
- ②小説も漫画も「不要物」として扱い持込を認めず、学校では図書館で置かれている本のみを読んでよいものとする。
- ③現行通り、小説は持込可だが、漫画の持込は認めない。

上記の提案事項に込められた思い (誰のどんな幸せのためのルールか)

- ①小説との整合性 (小説は特に制限なく学習に関係ないものでも認められているのに漫画はダメ) をとり、不公平感をなくす。生徒同士のコミュニケーションの促進を図る。
- ②小説との整合性 (小説は特に制限なく学習に関係ないものでも認められているのに漫画はダメ) をとり、不公平感をなくす。物の貸し借り等のトラブルを抑止する。
- ③漫画などのツールを介さず、対人での関わりを機会を確保する。「不要物」の解釈を「(客観的に) 学習としての効果を期待できるか」で判断し、定義があいまいになることを防ぐ。



5. 熟議を踏まえての再提案 (提案書Ⅱ)

① 提案事項

- ・校内生活に不必要なものは持込禁止です。
例) スマートフォン, CD, 漫画本, 雑誌類など。(担当や顧問の先生に許可された場合は除きます。CDについては, 放送委員が使用する場合は可。)
- ・プライベートで友人から借りたものを返すために持ってくることも禁止です。

② 現行からの改定内容

- ・現行からの変更点なし

③ 提案事項が決定に至った背景 (理由)

実態として、小説 (活字の読書) を一種の娯楽として持ち込んでいる生徒も多いが、本質的には「言語力・表現力」などを培う上での素地となることが期待できる。「学習に関わるものの一つ」として国語科教員の立場からも推奨していきたい。その一方で、漫画は学校において不適切とされる描写がある内容もあり、周囲の生徒を不快にさせるようなトラブルも想定される。これまで「学習に関係のあるもの」としてきた「不要物」の定義があいまいになり、授業に支障が出ることも考えられるため、現行通りの結論に至った。

【⑪スマートフォン】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・校内生活に不必要なものは持込禁止
例) スマートフォン, CD, 漫画本, 雑誌類など。(担当や顧問の先生に許可された場合は除きます。CDについては、放送委員が使用する場合は可。)



2. プロジェクトチームからの提案 (提案書Ⅰ)

- ・休日の部活動では、顧問の先生に許可された場合、持ち込み可とします。
- ・スマートフォンの利用は、保護者へ連絡をする時のみとし、部活動中は顧問の先生にスマートフォンを預けましょう。

3. 上記2の提案に対する主な意見 (事前アンケート含)

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の連絡手段として、安心できる ・部活動終了後の送迎の連絡等で便利である 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の部活動では、練習試合等で他校や施設を訪れた際、部活動終了後、保護者に連絡をする必要がある場合もあると思うから。
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールの徹底が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・しっかりと守っている人への配慮が難しいことから時間の経過とともにゆるゆるになってしまいそう ・預けた際のトラブルが心配



4. 提案に向けて

提案事項 (参加者からの提案)

- ① スマートフォンを預けましょうと明記しなくても良い。預けるかは顧問の先生と相談して決定する。
- ②
- ③
- ④

上記の提案事項に込められた思い (誰のどんな幸せのためのルールか)

- ① スマートフォンは必要なタイミングと不必要なタイミングが部活によって異なるため、臨機応変な対応が必要である。
- ②
- ③
- ④



5. 熟議を踏まえての再提案 (提案書Ⅱ)

① 提案事項

- ・校内生活に不必要なものは持込禁止
例) スマートフォン, CD, 漫画本, 雑誌類など。(担当や顧問の先生に許可された場合は除きます。CDについては、放送委員が使用する場合は可。)
- ・休日は、校外での活動の場合は、スマートフォンの持ち込みを可とする。
- ・スマートフォンの取り扱いについては、顧問の先生との相談の上決定する。

② 現行からの改定内容

- ・休日のスマートフォンの取り扱いについて明記した。
- ・校外での活動の際に、スマートフォンの持ち込みを可とした。
- ・スマートフォンの利用場面や管理の仕方については、顧問の先生との相談で決めることとした。

③ 提案事項が決定に至った背景 (理由)

- ・校外での活動の際には、保護者と連絡を取ったり、道順や公共交通機関の時刻表を確認したりする等、スマートフォンを利用したいという意見があり、認めることとした。
- ・部活によってスマートフォンの使用は必要ない場面とスマートフォンの利用が必要な場面があり、利用にあたっては顧問の先生と相談をして決定することとした。

【⑫ジャージ登校】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・登校時は制服を基本とします。ただし、夏季期間は、熱中症対策のため、体育着での登校を学校から許可することがあります。部活動で朝練習がある場合は体育着登校でも構いませんが、練習後は朝の会までに制服に着替えましょう。
- ・給食終了後（昼休み）に放課後の掃除に備え、体育着に着替えます。5校時以降は基本的に体育着で授業を受けることとなります。
- ・午前中に体育着に着替える授業がある場合は直前の休み時間で着替え、その後は体育着で過ごすこととなります。



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

現行のルールに加えて、「1,2校時にジャージ着用の必要がある場合（実技教科など）にはジャージ登校を認める（ただし、式は制服で参加する）」

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間目に着替える日に、わざわざ制服で登校するのは合理性に欠け、それを解消できる ・登下校の際の荷物を軽くすることができる 	
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・制服着用の意義（学校としての統一感・マナー力の向上）が損なわれる恐れがある ・せっかく購入したのに制服を着る機会が減ってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時制服を着用することで、学校としての統一感を保ち、正装の身だしなみを学ぶ機会になると思うから。 ・時間割によって不公平感が出るし、着用頻度に差が出る



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ①1時間目にジャージで活動する予定がある日のみジャージ登校を認める。
- ②現行通り、制服での登校を基本とする。（服装自由の日は除く）

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ①登校してすぐにジャージに着替えることの不合理性が解消される。制服着用の意義も踏まえて「1時間目のみ」が望ましい。
- ②前提として、制服着用の意義（公での場において身なりを整える）を踏まえると、天候等による健康的な配慮を除いた全ての日に制服で登校することを基本とすべきである。①の案だと、時間割によってクラス単位で不公平感が出てしまう。



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ・登校時は制服を基本とします。ただし、夏季期間は、熱中症対策のため、体育着での登校を学校から許可することがあります。部活動で朝練習がある場合は体育着登校でも構いませんが、練習後は朝の会までに制服に着替えましょう。
- ・給食終了後（昼休み）に放課後の掃除に備え、体育着に着替えます。5校時以降は基本的に体育着で授業を受けることとなります。
- ・午前中に体育着に着替える授業がある場合は直前の休み時間で着替え、その後は体育着で過ごすこととなります。

② 現行からの改定内容

- ・現行からの変更点なし

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

前提として、制服着用の意義（公での場において身なりを整える）を踏まえると、天候等による健康的な配慮を除いた全ての日に制服で登校することを基本とすべきである。「1時間目にジャージで活動する日のみジャージ登校を認めた方が合理的である」との案も出たが、時間割によってクラス単位で不公平感が出てしまい、「一人残らず全員の幸せ」を実現することができないと判断したため、現行通りの結論に至った。

【⑬錦オール・服装の自由化】 についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・錦オールの日には服装の自由によってお互いの個性を認め合うことを目的としています。制服・体育着・私服から自分で判断し、服装を選択しましょう。
- ・私服の際には学校生活を送る上で支障のない範囲にしましょう。
- ・錦オールは服装を選択することができる日です。髪やアクセサリ類については普段の学校生活と同様とします



2. プロジェクトチームからの提案（提案書Ⅰ）

- ・錦オールの日を2日（火曜日と水曜日）に増やします。服装を通して、自己表現の機会を増やす。
- ・錦オールの際のアクセサリ類の着用については、紛失等のトラブル防止の観点から禁止とします。

3. 上記2の提案に対する主な意見（事前アンケート含）

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> ・服装自由の日を増やすことでより個性を発揮し、認め合うことができるようになるから 	
心配・不安なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・服装自由の日を増やしすぎるとTPOにあった服を着れなくなってしまふ ・制服を買ったのに、着る機会が少なくなるともったいない。 ・制服着用の機会減少により、学校の一員であることを自覚が欠け、ルールを守れなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・せっかく制服があるのに着る日が減るのはもったいないので、週一日で充分だと思うから。 ・現在週1日ある錦オールの際の服装を見ていると、多くの生徒はジャージ登校をしており、週1日あれば個性は発揮できるのではないかと思うから



4. 提案に向けて

提案事項（参加者からの提案）

- ① 火曜日に服装選択自由の日を増やす
- ② 錦オールの背景や意義を周知する
- ③
- ④

上記の提案事項に込められた思い（誰のどんな幸せのためのルールか）

- ① 水曜日は部活動があるため、部活のない火曜日に服装選択の自由の日を設けることで、私服として自己表現をできる機会が増え、私服を着る機会が増えると、人と話すきっかけが増えたり、自己表現が苦手な人が服で表現することができる
- ③ 錦オールの背景や意図を知ること、自己表現の意識を持つことができる。
- ④



5. 熟議を踏まえての再提案（提案書Ⅱ）

① 提案事項

- ・錦オールの日（火曜日と水曜日）は服装の自由によってお互いの個性を認め合うことを目的としています。制服・体育着・私服から自分で判断し、服装を選択しましょう。
- ・私服の際には学校生活を送る上で支障のない範囲にしましょう。
- ・錦オールは服装を選択することができる日です。アクセサリ類については紛失防止の観点から禁止とします。

② 現行からの改定内容

- ・服装選択自由の日として、火曜日も加える。

③ 提案事項が決定に至った背景（理由）

- ・錦オールは「個性を発揮し認め合う」ことが目的の1つであるが、現状、部活動があるため私服で来るよりジャージで来る生徒がほとんどである。そのような現状を鑑みて、部活動がない火曜日にも服装選択自由の日を設定し、服装による個性の発揮の機会を増やしたほうがよい。
- ・制服は生徒全員が着用することにより、学校の一員だと意識しやすいことから、服装選択自由の日は2日間とする。
- ・自己表現が苦手な人でも、服装を通して個性を発揮することができる。

【14フロア移動の自由】についての提案書Ⅱ

1. 現在のルール

- ・他の教室への出入りは禁止です。他学年フロアへの行き来も原則禁止です。
(部活動などで連絡が必要な場合は用事を済ませた後はすぐに自分の学年フロアに戻しましょう)



2. プロジェクトチームからの提案 (提案書Ⅰ)

- ・交流の場 (校庭や玄関前ホール) を設け、昼休み限定で交流場を活用する
- ・他教室や他学年フロアの移動は盗難などのトラブルを防ぐため、原則禁止のまま変更しない。

3. 上記2の提案に対する主な意見 (事前アンケート含)

	生徒	教員・保護者・コミュニティスクール
期待されること	・他学年との交流の場が増え、色んな人と交流することができるようになる	・フロア移動の禁止は、学年間のトラブルを防ぐために有効 ・交流の場を設けることで、他学年との関わりが増える
心配・不安なこと	・学年間でのトラブルが起こる可能性がある	交流の場に対して ・個人のプライベートの空間になることが心配。 ・一定の人だけが使用する場所になってしまう。



4. 提案に向けて

提案事項 (参加者からの提案)

- ① 交流の場は設けなくても良い
- ② 他学年フロアの移動は原則禁止のままが良い

上記の提案事項に込められた思い (誰のどんな幸せのためのルールか)

- ① 教員の見守りが必要になる・特定の人のためだけの場所になってしまう
- ② 他学年同士のトラブル・盗難の恐れ。接触によるケガなど安全面が保証できない



5. 熟議を踏まえての再提案 (提案書Ⅱ)

① 提案事項

- ・他の教室への出入りは禁止です。他学年フロアへの行き来も原則禁止です。
(部活動などで連絡が必要な場合は用事を済ませた後はすぐに自分の学年フロアに戻しましょう)

② 現行からの改定内容

現行からの変更点なし。

③ 提案事項が決定に至った背景 (理由)

- ・交流の場が一部の人のためだけの場所になってしまう恐れがある。
- ・交流の場で教員の見守りが必要になる可能性があり、そうなった場合の安全管理が難しくなる。
- ・今まで通りの校則で不自由を感じない。(従来通り、校庭や1F多目的ホール等で交流は図れる)